

一関地区広域行政組合廃棄物処理懇話会設置要綱

平成19年4月24日

一関地区広域行政組合告示第15号

改正 平成29年2月1日 告示第1号

(設置)

第1 ごみ処理の適正化及び効率化の推進に関して意見又は提言を求めるため、一関地区広域行政組合廃棄物処理懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 懇話会は、次に掲げる事項について意見又は提言を述べるものとする。

- (1) 廃棄物の収集方法、回数等に関する事
- (2) 廃棄物の受入方法、手数料に関する事
- (3) 廃棄物処理施設の運営に関する事
- (4) 廃棄物処理業者に関する事
- (5) その他廃棄物処理に関する事

(委員)

第3 懇話会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 住民を代表する者
- (2) 商工業に携わる者
- (3) 公衆衛生連合会の会員である者
- (4) 廃棄物に関して知識経験を有する者
- (5) 組合を構成する市町の廃棄物処理担当課長の職にある者

(任期)

第4 懇話会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 懇話会は、管理者が招集する。

2 懇話会は、所掌事項の調査のため、委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7 懇話会の庶務は、一関清掃センターにおいて処理する。

(その他)

第8 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

制定文(抄)

この告示は、平成19年4月24日から施行する。

改正文(抄) (平成29年2月1日告示第1号)

この告示は、平成29年2月1日から施行する。